

お知らせ

国土交通大臣

令和二年三月二三日付で矢板都市計画道路事業三・三・五号宇都宮陸羽線について、事業承認の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法第七十条の規定に基づいて適用される土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせいたします。

一 事業承認の告示があった土地（事業地）

収用の部分

栃木県矢板市片岡字後沢、川向、草深、黒木、坂ノ下、沢橋、高田、登野、土中、堀ノ内、前田、向和田及び和田並びに木幡字下塚原、熊ノ房、砂田、玉取塚及び新田並びに安沢字吉沢、二斗蒔、留田及び熊ノ房並びに早川町並びに中字赤田、馬渡戸、熊ノ房、沢田、高田、高田入、高田脇、溜ノ上、ドウハタ、直沢、西原、二斗蒔、原戸及び富士山並びに東町並びに針生字梅ヶ久保及び境峰地内

使用の部分

栃木県矢板市片岡字向和田及び黒木地内

※この土地を表示する図面は、矢板市経済建設部都市整備課でご覧ください。なお、図面のうち、黒色の斜線をもって表示してある部分は、収用又は使用の手続きを保留している土地であって、手続き開始の告示があるまでは後記のような事業の認定の告示の効果は発生しません（ただし、手続きを保留している土地であっても、土地の形質を変更しようとする場合については事業の承認の告示の効果が発生します。）

二 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者及び関係人（土地に関する所有権以外の権利を持っている方及び土地にある物件に関して権利を持っている方）が受けることができる補償については、土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人はこの権利に対する補償金を、建物等の所有者及び借家人等である関係人は移転に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

三 関係人の範囲の制限について

事業承認の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人には含まれないこととなります。詳細については左記連絡先へおたずねください。

四 土地価格の固定について

事業地の価格については、事業承認の告示があった日をもって固定されることになります。

五

土地の形質変更及び損失補償の制限について
事業承認の告示があった日以後に、事業地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ、矢板市長の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

六 裁決申請の請求について

裁決申請は、施行者が行いますが、土地所有者又は土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を行うよう施行者に対して請求することができます。

七 補償金の支払請求について

土地所有者又は土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を施行者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。
ただし、既に施行者が裁決申請をし、又は他の土地所有者もしくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

八 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者又は関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接栃木県収用委員会あてに申立てをすることができます。

なお、その他、詳細については、矢板市経済建設部都市整備課及び左記連絡先においてパンフレットを配布しておりますのでご利用ください。

事業計画に関する場合	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 計画課
用地補償に関する場合	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 用地課
電話	〇二八―六三八―二二二三
電話	〇二八―六三八―二一八三